

小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、通勤・通学や生活の足として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす路線バス事業者やタクシー事業者が、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることを支援し、もって公共交通サービスを維持するため、予算の範囲内において小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 市域内を運行する路線を有する路線バス事業者で、神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金の交付決定を受けている者
- (2) 市内を営業区域とし、かつ、市内に本社又は営業所を有するタクシー事業者で、神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金の交付決定を受けている者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資すると認められる物品の購入又は作業に要する事業（補助対象事業に係る費用の消費税相当分は補助対象としない。）とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施されたものを対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の上限額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 路線バス事業者 市域内を運行する1日のバス車両数に、当該車両の1日の総運行回数のうち、市域内を運行する回数の割合を乗じて算定した車両数に40,000円を乗じて得た額（事業の期間中における1日の車両数及び運行回数とする。）

(2) タクシー事業者 市内の本社又は営業所で保有するタクシー車両数に10,000円を乗じて得た額（事業の期間中における1日の車両数及び運行回数とする。）

3 補助金の交付は、同一事業者について1回を限度とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 路線バス事業者にあつては、市域内を運行する1日のバスの車両数及び当該車両の1日の総運行回数と市域内の運行回数を確認できる書類

(2) タクシー事業者にあつては、営業区域及び市域内における本社又は営業所の所在地が分かる書類並びに市域内における本社又は営業所で保有する車両数を確認できる書類

(3) 感染症対策取組強化申告書（様式第2号）

(4) 神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金交付決定通知書の写し

(5) 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）及び役員等一覧表（様式第4号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容その他必要な事項を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）又は補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請をした者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交

付決定に係る申請書に記載されている内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業中止・廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金額の変更決定又は取消し）

第10条 市長は、前条の承認をするときは、補助金額の変更を行うことができる。

2 市長は、変更の決定をしたときは、補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助事業の中止若しくは廃止又は補助金の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第11条 第8条の規定により補助金交付決定通知書を受けた交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、交付決定通知日から起算して30日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 補助金の交付の時期は、前条に定める請求書を受け取った日から1月以内とする。

（補助事業者への指示）

第13条 市長が補助事業者に対し、補助事業を、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置等をとるべきことを指示するときは、指示書（様式第11号）によるものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金返還通知書（様式第12号）により、補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を感染症対策取組強化申告書に記載の取組以外の用途に使用した場合
- (3) 補助額を変更した場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

（状況報告及び調査）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、その交付を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 30 日までに、事業の実施状況について、小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援金事業実施状況報告書（第 13 号様式）により報告を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、事業の実施状況について、随時、その報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うことができる。

（備付帳簿）

第 16 条 交付金の交付を受けた者は、事業の施行に際し、必要な帳簿等を備え付け、当該交付金事業完了年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所（又は所在地）
申請者氏名
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 万円

（交付申請額内訳）

区分	基本額（A）	車両台数（B）	計（（A）×（B））（C）
路線バス事業者	4万円	両	万円
タクシー事業者	1万円	両	万円

添付書類

- 1 路線バス事業者にあつては、市域内を運行する1日のバスの車両台数及び当該車両台数の1日の総運行回数と市域内の運行回数が確認できる書類
- 2 タクシー事業者にあつては、営業区域及び本社または営業所の所在地が分かる書類並びに営業所で保有する車両数を確認できる書類
- 3 神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金交付決定通知
- 4 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書及び役員等一覧表
- 5 その他市長が必要と認める書類

※審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄（○・×）
記載項目 ・ 添付書類	補助金交付申請書に未記入はないか。	
	添付書類は、指定したものが提出されているか。	
	補助申請額は、正しく算出されているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この交付申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

誓約書兼同意書

小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金の交付申請にあたり、次の内容について誓約・同意します。

- ・ 補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策の強化に努め、事業を継続していきます。
- ・ 本申請内容は、交付要綱の規定に基づく適正なものであることを誓約します。また、審査に当たり必要な場合、関係機関に対し申請内容を照会することについて同意します。
- ・ 本申請内容に、他の市補助制度を活用した対象経費が入っていないことを誓約します。
- ・ 本申請内容に虚偽があった場合、補助金交付決定の取消し及び返還について異議を申し立てません。
- ・ 当該補助金交付後、事業の施行に際し、必要な帳簿等を備え付け、当該交付金事業完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管します。

年 月 日

申請者住所（又は所在地）

申請者氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

様式第2号（第7条関係）

感染症対策取組強化申告書

申請者住所（又は所在地）
申請者氏名
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

次のとおり新型コロナウイルス感染症対策のため、次の取組を強化することを申告します。

1 既に実施している感染症対策の取組について （該当する項目にチェックしてください。）	
<input type="checkbox"/> 運転手のマスク着用 <input type="checkbox"/> 車内消毒の徹底 <input type="checkbox"/> 車内換気の徹底 <input type="checkbox"/> 消毒液の設置 <input type="checkbox"/> その他（具体的な内容を記載してください。） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>	
2 今後（令和3年度中）、実施を予定している感染症対策の取組について （該当する項目にチェックしてください。）	
<input type="checkbox"/> 運転手のマスク着用 <input type="checkbox"/> 車内消毒の徹底 <input type="checkbox"/> 車内換気の徹底 <input type="checkbox"/> 消毒液の設置 <input type="checkbox"/> その他（具体的な内容を記載してください。） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>	
所要見込額	万円／両

※その内容を証する書類の提出を求める場合があります。

様式第3号（第7条関係）

小田原市暴力団排除条例に係る誓約書

年 月 日

小田原市長 様

誓約者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金交付要綱における交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 誓約者（法人の場合、代表者及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
 - (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成30年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

以上

様式第4号 (第7条関係)

役員等一覧表

年 月 日現在の役員

小田原市長 様

商号又は 名称									
所在地									
役職名	氏名		生年月日				性別	住所	
	カナ	漢字	元号	年	月	日			
備考									

備考1 カナは半角で、元号はM、T、S、H、Rで記入すること。

備考2 性別はM(男)、F(女)のいずれかで記入すること。

備考3 欄が足りない場合は、適宜追加すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された全ての情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

氏名又は名称

代表者氏名

様式第5号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあつた小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金については、次のとおり決定したので通知する。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 市長が補助事業の内容及び補助金の使途について報告を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
 - (5) 小田原市補助金の交付等に関する規則及び小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金の定めに従うこと。
 - (6) この補助金を他の用途に使用し、又は法令、補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 4 この補助金に係る請求は、交付決定通知日から起算して30日以内に請求書を提出しなければならない。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 6 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (2) 代表者を変更したとき。
 - (3) 申請内容に変更が生じるとき。
 - (4) 事業を中止又は廃止するとき。

(事務担当課)

様式第6号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

番 号
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付で申請のあつた小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金について、以下の理由により交付しないことを決定したので通知する。

不交付の理由

（事務担当課）

様式第7号（第9条関係）

変更承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所（又は所在地）
申請者氏名
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

変更申請額 金 万円

（変更申請額内訳）

区分	基本額（A）	車両数（B）	計（（A）×（B））（C）
路線バス事業者	4万円	両	万円
タクシー事業者	1万円	両	万円

添付書類

- 1 路線バス事業者にあつては、市域内を運行する1日のバスの車両数及び当該車両の1日の総運行回数と市域内の運行回数を確認できる書類
- 2 タクシー事業者にあつては、営業区域及び本社または営業所の所在地が分かる書類並びに営業所で保有する車両数を確認できる書類
- 3 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書及び役員等一覧表
- 4 その他市長が必要と認める書類

※審査欄（所管課記入欄）

審査項目	審査基準	審査欄（○・×）
記載項目・添付書類	変更承認申請書に未記入はないか。	
	添付書類は、指定したものが提出されているか。	
	変更後申請額は、正しく算出されているか。	
【審査欄に×を記載した場合の内容】		
【審査欄に×を記載した項目への対応】		

※この承認申請書及び添付書類は、公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、全て公開されます。

様式第8号（第9条関係）

補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所（又は所在地）

氏名

（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金に係る補助事業を次のとおり中止・廃止したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

中止・廃止の理由

様式第9号（第10条関係）

補助金交付決定変更通知書

番 号
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金に係る交付決定について、年 月 日付け提出の変更承認申請書のとおり、変更を承認したので通知する。

（事務担当課）

様式第10号（第10条関係）

補助金交付決定（一部）取消通知書

番 号
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした小田原市地域
公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金について、（一部）取り消したので
通知する。

（一部）取消理由

（事務担当課）

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

指示書

番 号
年 月 日

氏名 (法人等にあつては名称及び代表者氏名) 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金について、次のとおり指示する。

1 指示事項

2 理由

(事務担当課)

様式第12号 (第14条関係)

補助金返還通知書

番 号
年 月 日

氏名 (法人等にあつては名称及び代表者氏名) 様

小田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業費補助金の返還について通知する。

1 返還額 円

2 返還理由

3 納付期日 年 月 日

(事務担当課)

様式第13号（第15条関係）

小田原市地域公共交通事業者感染症対策支援事業実施状況報告書

年 月 日

小田原市長 様

申請者住所（又は所在地）
申請者氏名
（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日付で交付決定を受けた標記事業の実施状況について報告します。

1 実施した感染症対策の取組強化内容について

2 取組強化に要した経費について

合計 万円／両